

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する
条例の一部を改正することについて

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

奨励処置の対象となる事業活動開始の期限及び条例の有効期限をそれぞれ 5 年延長することにより、企業等の投資意欲の向上等を図り、企業立地を推進するため、改正するものであります。

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する
条例の一部を改正する条例

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例（令和４年秦野市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第４号中「令和９年１２月３１日」を「令和１４年１２月３１日」に改める。

附則第２項中「令和１０年３月３１日」を「令和１５年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４５号 秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(事業計画の認定) 第３条 (略) ２ 市長は、前項の事業計画が提出された場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その認定をするものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業計画の認定に条件を付することができる。 (１)－(３) (略) (４) <u>令和１４年１２月３１日</u>までに事業活動（施設再整備のときは、それにより建築をした事業用施設での事業活動をいう。以下同じ。）を開始すること。 (５)・(６) (略) ３ (略) 附 則 (この条例の失効等) ２ この条例は、<u>令和１５年３月３１日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定した奨励処置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。	(事業計画の認定) 第３条 (略) ２ 市長は、前項の事業計画が提出された場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その認定をするものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業計画の認定に条件を付することができる。 (１)－(３) (略) (４) <u>令和９年１２月３１日</u>までに事業活動（施設再整備のときは、それにより建築をした事業用施設での事業活動をいう。以下同じ。）を開始すること。 (５)・(６) (略) ３ (略) 附 則 (この条例の失効等) ２ この条例は、<u>令和１０年３月３１日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定した奨励処置については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する 条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景・経過

本条例では、奨励処置の適用要件として、令和 9 年 1 2 月 3 1 日までに事業活動を開始することと定めておりますが、事業者が事業活動を開始するまでには、経営を踏まえた投資判断、資金調達、事業計画、施設の設計、建設などに時間を要することに加え、昨今の働き方改革を含む様々な要因により、建設に係る期間が増加していることから、今後、条例の奨励処置の適用を検討する事業については、この期日までに、事業活動を開始することが難しい状況です。

そのような中、秦野駅北口の県道 7 0 5 号沿いでは、商業・業務系の土地利用を進めるため、土地の集約を進め、事業者の募集を予定しています。

そこで、奨励処置の対象となる事業活動開始の期限及び条例の有効期限をそれぞれ 5 年延長することにより、企業等の投資意欲の向上等を図り、企業立地を推進するため、秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

- (1) 事業用施設での事業活動を開始する期限について、令和 9 年 1 2 月 3 1 日を令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日に改めること。（第 3 条第 2 項第 4 号関係）
- (2) 本条例の有効期限について、令和 1 0 年 3 月 3 1 日を令和 1 5 年 3 月 3 1 日に改めること。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

公布の日

4 その他

秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例施行規則の一部を改正し、主たる用途に「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く。）」を加え、オフィスビル、テナントビルを奨励処置の対象とします。